

名古屋市見晴台考古資料館処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 9 号

名古屋市見晴台考古資料館処務規則の一部を改正する規則

名古屋市見晴台考古資料館処務規則（昭和54年名古屋市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 館長の項中「館長」を「全職員」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。